

那覇市 令和6年度 新たな住民税非課税または均等割のみ課税世帯 生活支援臨時給付金のご案内

- 本給付金（1世帯あたり10万円）は、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯を支援する給付金です。
- 同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合は、対象児童1人あたり5万円が加算されます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年6月3日時点で那覇市に住民登録されている世帯で、
令和6年度に **新たに「住民税が非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯**

○ ただし 以下の世帯は対象外 となります。

- ・本市または他自治体で、令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金(7万円または10万円)の支給対象となった世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
- ・すでに本市または他自治体で、令和6年度に同趣旨の10万円給付金の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった方のみで構成される世帯
- ・住民税の課されている親族等の扶養を受けている方のみで構成された世帯
- ・修正申告等により令和6年度の住民税所得割が課税となった方がいる世帯
- ・令和6年度の住民税所得割が課税となる所得があるのに申告していない方がいる世帯
- ・令和6年1月2日以降に国外から日本に転入した方のみで構成された世帯

① 令和6年1月1日以前から
那覇市にお住まいの世帯

那覇市から送付する**確認書の返送が必要です。**

② 令和6年1月2日以降に
那覇市に転入した方がいる世帯

③ 世帯全員が令和6年度住民税
未申告の世帯

支給要件に該当する場合は、**申請が必要です。**
※申請書は、那覇市HPまたは市役所2階特設窓口にてご用意しております。

返送・申請期限：令和6年10月31日（木）※消印有効

詳しくは裏面Ⅰへ

詳しくは裏面Ⅱへ

給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円

同一世帯に18歳以下の児童がいる場合、対象児童
1人あたり **5**万円が加算されます

給付金の支給時期

①については市が確認書を受理した日から
3週間程度が支給の目安です。

②③については市が申請書を受理した日か
ら1か月程度が支給の目安です。

生活支援臨時給付金の支給手続き

I ① 令和6年1月1日以前から那覇市にお住まいの場合

対象となる可能性がある世帯には、那覇市から**確認書**が届きます。
確認書の記載内容をご確認いただき、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて
ご返送ください。

オンラインでの口座登録または口座変更も可能です。

II ②世帯の中に、令和6年1月2日以降に那覇市に転入した方がいる場合 ③世帯全員が令和6年度住民税が未申告の場合

- 給付金を受け取るには**申請が必要**です。

※申請書は、那覇市ホームページまたは市役所2階特設窓口にてご用意しています。

- 支給要件に該当する場合のみ、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに
郵送してください（那覇市役所本庁舎2階 特設窓口でも提出できます）

こども加算対象：上記世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

- **平成18年4月2日以降生まれの児童**を扶養している世帯がこども加算の対象となります（児童1人あたり5万円を加算します）

- ・ 基準日（令和6年6月3日）時点で扶養していない（生計を同一にしない）児童はこども加算の対象外です。
- ・ 児童養護施設等に入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象外です。
- ・ 例外的に、別世帯で扶養している児童（学校の寮で生活している場合など）は対象となります。

- **令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童も対象です。**

➡本給付金を受給後に新たに児童が出生した場合は、下記の専用コールセンターまでご連絡ください。市ホームページでも申請方法をご確認いただけます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

那覇市からみなさまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・ 銀行、コンビニなどのATM（現金自動預払機）操作をお願いすること
- ・ キャッシュカードの暗証番号を照会すること
- ・ ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと
- ・ 給付のための手数料などの振り込みを求めること

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

令和6年度那覇市生活支援臨時給付金・定額減税補足給付金(調整給付)
専用コールセンター

☎ **0120-673-867**

受付時間 平日9:00～17:00(土日祝を除く)

※那覇市役所本庁舎駐車場は有料です。



那覇市公式HP